



## 住民監査請求の結果について

浜松市監査委員は、令和 5 年 8 月 21 日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 5 項の規定に基づき監査した結果、次のとおり決定し、10 月 17 日付けで請求人に通知した。

### 1 請求の内容

(1) 請求人 新球場と浜松百年の計を考える市民の会

(2) 請求の対象

新野球場建設促進期成同盟会(以下「期成同盟会」という。)による令和 4 年 12 月 16 日の静岡県知事に対する要望活動(以下「本件要望活動」という。)に係る当時の市長、市議会議員及び職員 8 人への旅費及び費用弁償(計 62,940 円。以下「本件旅費」という。)の支出

(3) 請求人の主張

- ・ 当時の市長は、期成同盟会は、「浜松市、浜松市議会、浜松商工会議所及び浜松市自治会連合会が一体となって設立したもので、「参加に際しては、それぞれの団体における一定の手続を経てご賛同いただいたものと認識」しているとの考えを示している。
- ・ しかし、期成同盟会の構成団体の一つである浜松市自治会連合会は、期成同盟会への参加について一定の手続を経ていないことから、当時の市長が認識していた参加要件を満たしておらず、期成同盟会は正当に成立していない。
- ・ よって、本件旅費の支出は、正当に成立していない団体に関する必要経費の支出となることから、違法、不当である。

(4) 監査委員に求める措置

市長に対し、当時の市長、市議会議員及び職員 8 人に市が被った損害額の返還請求をするよう勧告すること。

### 2 監査結果

本件請求を棄却する。

### 3 監査委員の判断

(1) 本件旅費の支出と支給要件について

- ・ 県営野球場の建設促進という市の重要施策の実現のために県知事への要望活動を行うことは、公務上必要な行為であり、当該要望活動のための旅行は、公



務のための旅行に該当すると言える。

- ・ 市単独で行う要望活動が公務上必要な行為であるところ、より大きな要望効果を得るため行われた期成同盟会による要望活動も公務上必要な行為であると言え、本件要望活動のための旅行は、公務のための旅行に該当する。
- ・ よって、本件旅費の支出は、公務のため旅行した職員に対し旅費を支給するとした浜松市職員の旅費に関する条例等の支給要件に適合していると認められる。

(2) 期成同盟会の成立・不成立と本件旅費の支出について

- ・ 上記(1)のとおり、市単独での要望活動のための旅行であっても、期成同盟会による要望活動のための旅行であっても、公務のための旅行に該当する。
- ・ よって、請求人が主張する期成同盟会の成立・不成立は、本件旅費の支出が違法、不当であるかどうかには関係しない。
- ・ なお、期成同盟会は、設立について法令に要件、手続等に関する定めはなく、発足式において各構成団体の代表者が設立趣意に賛同する意思を表明して設立されたものである。また、浜松市自治会連合会の期成同盟会への参加等に係る手続については、その自治によるべきものであるところ、賛同意思の撤回や脱退の申出もされていない。よって、請求人の期成同盟会は正当に成立していないとの主張には理由がない。

(3) その他の点について

- ・ 本件旅費の支出手続、その他の点においても、違法又は不当な点は認められない。

住民監査請求とは

市民が市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法若しくは不当であると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産等の管理を怠る事実があると認めるときは、このことを証明する書類を添えて、監査委員に対し監査を求め、市長等に必要な措置を講じるよう請求することができる制度。